

令和7年4月1日

## 令和7年度における公共工事の入札・契約制度について

### 1 配置技術者・現場代理人の要件緩和

建設業法及び建設業法施行令の改正に伴い、配置技術者・現場代理人の要件緩和を行いました。

#### (1) 配置技術者について

##### ア 金額要件の緩和

入札参加資格として配置技術者に専任配置を求める金額の引上げを行いました。

#### ■令和7年2月1日以降の取扱い

予定価格（税込）	配置技術者	専任配置の要否
1億円以上 (建築工事は2億円以上)	監理技術者	専任必要
9,000万円以上1億円未満 (建築工事は9,000万円以上 2億円未満)	監理技術者	原則専任 ※ただし、遠隔施工管理等を活用する場合、合計2件まで兼任可能。 ※営業所技術者等を配置する場合、本件のみ配置可能
4,500万円以上9,000万円 未満（※建築工事を除く）	主任技術者 又は 監理技術者	原則専任 ※ただし、遠隔施工管理等を活用する場合、合計2件まで兼任可能。 ※営業所技術者等を配置する場合、本件のみ配置可能
4,500万円未満 (建築工事は9,000万円未満)	主任技術者	専任不要

##### イ 遠隔施工管理等による専任の緩和

監理技術者等の専任配置が求められる場合でも、各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築工事の場合は2億円未満）かつ遠隔施工管理等の要件を満たす場合、2件の工事現場を兼任することができます。

また、営業所技術者及び特定営業所技術者も請負代金の額が1億円未満（建築工事の場合は2億円未満）かつ遠隔施工管理等の要件を満たす場合、1件の工事現場を兼任することができます。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

#### 「監理技術者等の専任義務の緩和について（お知らせ）」

【URL】 <https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20250131kanrigijutsusyakanwa.pdf>

#### (2) 現場代理人について

配置技術者の金額要件の緩和に合わせて、現場代理人の常駐義務緩和措置対象金額の引上げを行いました。また、新しい取扱いとして、遠隔施工管理等の活用により配置技術者を兼任する場合（それぞれの予定価格（税込）が1億円（建築の場合は2億円）未満の本市発注工事2件に限ります。）、現場代理人を同一人が兼任できることとしました。（次ページあり）

実施時期：令和7年3月26日以降に契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）を行う案件から実施しました。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大等について（お知らせ）」

【URL】<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20250203genbadairinin-sotioshirase.pdf>

## 2 当初請負契約における電子契約への全面移行

本市発注工事・製造（物品の製造を除く。）の当初請負契約における契約締結方式につきましては、令和6年度中は電子契約又は紙契約の選択制としていましたが、令和7年度からは原則電子契約のみとします。

実施時期：令和7年3月26日以降に契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）を行う案件から実施しました。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「【重要】電子契約への全面移行に伴う入札・契約手続きの変更について（工事）」

【URL】[https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20250225\\_denshikeiyaku-kouji.pdf](https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20250225_denshikeiyaku-kouji.pdf)

## 3 変更契約の結果公表方法の変更

これまで、変更請負契約の結果公表については、契約変更手続きを行った各区局窓口において閲覧に供していましたが、令和7年4月以降に変更請負契約を締結する案件より、市ウェブサイトに掲載することとします。

・財政局契約第一課で変更手続きを行った案件：入札のとびらに掲載

【URL】<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

・工事発注局において変更手続きを行った案件：下記ホームページ内で区局・課ごとに掲載

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/>

#### 4 令和7年度情報共有システム（A S P）の制度改定について

令和7年度より横浜市が発注する工事において、情報共有システム（A S P）の活用を従来の受注者希望型に加え、発注者が指定する「発注者指定型」を新たに導入しました。それに伴い、活用する際の事前協議をなくし、成績評定で加点または減点する場合がありますので、A S Pを活用する際には、下記の実施要領をご確認ください。A S Pで利用できる工事帳票は、工事関係書類一覧表を参考にしてください。

実施時期：令和7年3月26日以降に公告する案件から実施しました。

情報共有システム（A S P）の詳細については、次のホームページをご参照ください。

<土木工事>

- ・実施要領

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/asp.html>

- ・工事関係書類一覧表（土木工事編）

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/koujikankeishorui.html>

<建築工事>

- ・実施要領、工事関係書類一覧表（建築工事・建築設備工事編）

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/asp.html>

#### 5 令和7年度快適トイレの特記仕様書の改定について

令和7年度より土木工事における「快適トイレの設置に関する特記仕様書」を改定しました。工事現場に仮設トイレを設置する場合は、原則快適トイレを設置することとなります。費用については、51,000円／基・月を上限に男女各一基まで共通仮設費（営繕費）に積み上げ計上することができます。

実施時期：令和7年3月26日以降に公告する案件から実施しました。

- ・「快適トイレの設置に関する特記仕様書」

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaitekitoilet.html>

担当：(1 (1) について)	財政局契約第一課 電話 045-671-2244、2228
(1 (2)、2、3について)	財政局契約第一課 電話 045-671-2246
(4、5について)	財政局公共事業調整課 電話 045-671-2025